

| | |
|----------------------------------|---|
| 許認可等の種類 | 入札に参加する資格の審査 |
| 担当部署 | 総務部 管財課 |
| 法令名 根拠条項 | 三好市測量、建設コンサルタント業務等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱 第5条 |
| 審査基準 | 【根拠条文】 (資格審査) 第5条 市長は、前2条の規定により申請書の提出を受けたときは、市長が別に定める基準により審査し、資格を認定する。 2 前項の規定による資格の認定は、前条ただし書の規定により申請書が提出された場合を除き、毎年4月1日以後で当該年度最初の市発注測量、建設コンサルタント業務請負業者選定日までに行うものとする。 【基準】 (入札に参加することができない者) 第2条 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者は、特別の理由がある場合を除くほか、入札に参加することができない。 |
| 標準処理期間 (設定しないもの についてはその理由) | 未設定 (調査等に時間を要するため、一律に標準処理期間を設定することが困難である。) |
| 設定年月日 | 平成27年 2月 2日設定 (平成 年 月 日最終変更) |

